

## ■新規申請受付期間

R8年5月27日(水)

~7月10日(金)

(7月10日消印有効)

徳島県委託事業

# 令和8年度

# 徳島県介護人材育成事業者

# 認証評価制度

# 新規申請受付開始

徳島県介護人材育成事業者認証評価制度は、職員の人材育成や就労環境等の改善につながる介護事業者の取組について、県が基準に基づく評価を行い、一定の水準を満たした介護事業所に対し認証を付与し「見える化」を図ることにより、働きやすい環境の整備を進め、職員の育成、定着及び新たな人材の参入を促進することを目的とする。

(徳島県介護人材育成事業者認証評価制度実施要綱一部抜粋)



## 魅力ある 職場づくりを 目指して!!

## ■申請様式等ダウンロード先

(公財) 介護労働安定センター徳島支部 HP

<https://tokushima-kaigocenter.com/>

徳島県 HP 内

徳島県介護人材育成事業者認証評価制度について  
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/koreishafukushi/7214205/>



〒770-0835

徳島市藍場町1-5 ゲートウェイWEST 徳島5階  
(公財) 介護労働安定センター徳島支部

※封筒の表面に**認証評価制度申請書 在中**  
と朱書きをお願いします。

上記住所にご持参いただくか、郵送をお願いします。



## ■提出書類

- ・ 様式第1-1号 徳島県介護人材育成事業者認証評価制度 認証申請書
- ・ 様式第2号 徳島県介護人材育成事業者認証評価制度 誓約書
- ・ 添付書類
- ・ 自己点検シート

認  
証  
取  
得

お問い合わせ先・提出先

## 公益財団法人 介護労働安定センター 徳島支部



〒770-0835 徳島県徳島市藍場町1-5 ゲートウェイWEST 徳島5階  
TEL: 088-655-0471 FAX: 088-655-0463  
<https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/tokushima>



対象事業所

介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づき、徳島県内で以下の対象サービスの指定を受けた施設・事業所

- ・ 居宅サービス ・ 施設サービス
- ・ 地域密着型サービス
- ・ 介護予防サービス
- ・ 日常生活支援総合事業・介護予防
- ・ 地域密着型介護予防サービス